

○壬生町低入札価格調査制度事務処理要領

平成20年7月15日

要領第17号

改正 平成21年3月4日

平成21年6月30日

平成24年2月6日

平成25年6月12日

平成27年8月13日

平成31年1月8日

令和元年11月1日要領第3号

令和5年4月6日要領第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることができる場合において、最低価格入札者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 低入札価格調査の対象は、次に掲げる入札とする。

- (1) 条件付き一般競争入札及び総合評価落札方式による入札（以下「適用工事」という。）
- (2) 建設工事等関連業務委託のうち、予定価格が2,000万円を超える土木関係及び建築関係建設コンサルタント業務（以下「適用業務委託」という。）の入札

（ただし、土木関係建設コンサルタント業務においては第3条第1項第2号の①—1又は①—2に掲げる費用により積算したものに限り、建築関係建設コンサルタント業務においては第3条第1項第2号の②に掲げる費用により積算したものに限る。）

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に定める額とする。

- (1) 適用工事

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨て

た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 適用業務委託

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ①—1 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、諸経費によって構成されるもの）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- ①—2 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費（積上計上）の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- ② 建築関係建設コンサルタント業務
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額
 - エ 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の調査基準価格は、予定価格書に明記する。

（入札参加者への周知）

第4条 対象となる入札の入札公告又は入札通知書に、調査基準価格を設けたことを明記する。

2 対象となる入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合の契約保証金額は、契約金額の10分の3以上とすることとし、一般競争入札にあっては入札公告又は入札説明書に、指名競争入札にあっては様式第1—1号又は第1—2号により明示するものとする。

3 適用工事の入札における工事費内訳書の取扱いは、次の各号に定めるとおりとし、一般競争入札にあっては入札公告又は入札説明書に、指名競争入札にあっては入札通知書

に明示するものとする。

- (1) 工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。
- (3) 提出した工事内訳書は書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合には、入札執行者は「調査基準価格を下回るため落札を保留する。」と宣言したうえで落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を全入札者に告げて入札を終了する。

2 適用工事の入札において、工事費内訳書を提出しない者の入札は、無効とするものとする。

(基本調査及び数値的判断基準)

第6条 適用工事の入札において、前条第1項により落札の決定を保留した場合には、総務課長は、最低価格入札者等が提出した工事費内訳書の内容が、次の各号に適合するかどうかを調査（以下「基本調査」という。）し、様式第2号により入札執行者に報告する。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (2) 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）が、予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (4) 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
- (5) 入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の①から④までの合計額から⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
 - ⑤ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

2 総務課長は、前項の基本調査において工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成

されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、その旨を様式第2号により入札執行者に報告するものとする。

3 入札執行者は、前2項の報告があったときはその内容を精査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該最低価格入札者等を失格とするものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに適合しない場合（ただし、第5号で算出した額が、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額以上であるときは、第5号を除く。）

(2) 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合

（重点調査の実施）

第7条 第5条第1項により落札者の決定を保留した場合に、事業主管課長等は、最低価格入札者等が前条第3項により失格となった場合を除き、次の項目について調査（以下「重点調査」という。）を行う。この場合、事業主管課長等は最低価格入札者等に対し、様式第3—1号又は第3—2号により通知するものとする。

(1) 適用工事の場合

① 当該価格で入札した理由に関する調査

② 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）、手持ち工事の状況（対象工事現場付近）による縮減経費に関する調査

③ 手持ち工事の状況（対象工事関連）、手持ち工事の状況（対象工事関連）による縮減経費に関する調査

④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連、契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連による縮減経費に関する調査

⑤ 工事实施工程表に関する調査

⑥ 施工体系図に関する調査

⑦ 下請け業務内訳書に関する調査

⑧ 配置予定技術者名簿に関する調査

⑨ 資材調達等に関する調査

⑩ 建設機械配置計画等に関する調査

⑪ 労務者配置計画等に関する調査

⑫ 過去に施工した公共工事名及び発注者に関する調査

⑬ 建設副産物の搬出地、建設副産物処理による縮減経費に関する調査

⑭ 品質管理に関する調査

⑮ 安全管理に関する調査

⑯ 経営状況に関する調査（取引金融機関、保証会社等への照会による。）

⑰ 信用状況に関する調査（建設業法違反の有無、貸金支払の状況、下請け代金の支払状況等）

⑱ その他の必要な事項に関する調査

(2) 適用業務委託

① 当該価格で入札した理由に関する調査

② 業務実施体制等に関する調査

③ 予定される技術者（業務主任技術者、照査技術者、担当技術者）の経歴等に関する調査

④ 入札者が過去に受託した同種・類似業務の実績に関する調査

⑤ 業務の実施方針及び業務フローに関する調査

⑥ 業務工程表に関する調査

⑦ 技術提案に関する調査

⑧ 照査に関する調査

⑨ 入札金額の内訳に関する調査

⑩ 経営状況に関する調査（取引金融機関・保証会社への照会による。）

⑪ 労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査

⑫ その他必要な事項に関する調査

2 最低価格入札者等は、前項の通知を受けたときは、原則として調査通知日から2日以内に、適用工事の場合は別記様式第1（適用工事用）から第20まで、適用業務委託の場合は別記様式第1（適用業務委託用）から第11までに必要事項を記載し作成要領で提出を求める添付書類（以下「提出書類」という。）を付して、事業主管課長等に提出しなければならない。

3 最低価格入札業者等は、重点調査を辞退する場合には、様式第3-3号により低入札価格調査辞退届を事業主管課長等に提出しなければならない。

4 事業主管課長等は、前項の辞退届を受理した場合には、辞退者を入札執行者に報告するものとする。

（低入札価格の審査及び意見の回答）

第8条 事業主管課長等は、重点調査の内容を分析・検討のうえ様式第4-1号又は第4-2号により入札執行者に報告する。

2 入札執行者は、前項の報告を受けた場合には、様式第4-1号又は第4-2号を壬生町請負業者指名選考委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その意見を求めるものとする。

3 委員会は、入札執行者から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第5号により通知するものとする。

（落札者の決定）

第9条 入札執行者は、委員会の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とし、様式第6-1号又は第6-2号により通知するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者等が第6条第3項により失格となった場合のほか、委員会の意見に基づき、最低価格入札者等の入札価格によっては、当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者を落札者とし、様式第7-1号又は第7-2号により通知するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合には、第6条以下の手続きを再度行うものとする。

（入札者への通知）

第10条 入札執行者は、第6条第3項により失格となった者又は前条第2項により落札者とならなかった者に対して、速やかに様式第8号により低入札価格調査の結果落札者とししない旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、前条により落札者を決定したときは、様式第9号により入札者すべてに対して入札結果を通知するものとする。

(契約後の確認)

第11条 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結した場合は、様式第4—1号、第4—2号又は提出書類の写しを、監督員等に引き継ぐものとする。

2 監督員は、適用工事にあつては施工体制台帳、施工計画書及び様式第4—1号等の記載内容に沿った施工が実施されていることを、適用業務委託にあつては業務計画書及び様式第4—2号等の記載内容に沿った業務が実施されていることを随時確認し、適切な指導を行う。

3 監督員は、いわゆる手抜き工事等を防止するため重点的な監督業務を実施する。

4 調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結し、重点調査の内容と契約後の確認結果とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く。）又は虚為の書類の提出若しくは事情聴取の説明を行ったことが明らかとなった場合は、工事成績評定に厳格に反映し、又は指名停止を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月15日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から適用する。

附 則

改正 令和元年11月1日要領第3号

令和5年4月6日要領第7号

この要領は、平成31年1月10日から適用する。

附 則（令和元年要領第3号）

この要領は、令和元年11月1日から適用する。

附 則（令和5年要領第7号）

この要領は、令和5年5月1日から施行する。